

改正

平成19年4月1日

平成21年2月1日

平成26年4月1日

平成30年3月23日要綱第30号

令和3年4月1日要綱第54号

朝霞市防犯活動推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪を防止するために行う防犯活動を組織的に実施する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって地域における防犯活動の推進に資することを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることができる団体とは、規約、会計等を有する市内に所在する次に掲げるものとする。ただし、活動の範囲が市域を超えるものは除く。

- (1) 自治会、町内会
- (2) 自主防犯団体
- (3) その他市長が対象として認めた団体

(交付対象事業)

第3条 交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防犯パトロールを目的とした資機材購入事業
- (2) 防犯に関する学習事業
- (3) 防犯に関する啓発事業
- (4) その他市長が対象として認めたもの

(交付対象外事業)

第4条 次に掲げる事業は、交付対象外とする。

- (1) 補助を受けようとする事業が、専ら営利を目的とし、又は特定政党若しくは宗教的団体等を支援する疑いのあるもの
- (2) 補助を受けようとする事業が、他の制度の補助対象となっているもの

(交付対象経費等及び補助金額)

第5条 交付対象経費及び交付対象外経費は別表に掲げる経費とし、補助率は補助対象経費の5分の4、補助金額は8万円を限度とする。

2 補助金額は千円単位とし、端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金の交付は、各団体について一会計年度に1回とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、次に掲げる書類を添えて、朝霞市防犯活動推進補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、相当と認めたときは交付を決定し、朝霞市防犯活動推進補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、当該会計年度の末日までに朝霞市防犯活動推進補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、これを審査し必要があると認めたときは、資料の提出又は説明を求めることができる。

(補助金の交付時期及び交付方法)

第10条 市長は、前条に規定する書類を審査した結果、相当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、これを朝霞市防犯活動推進補助金交付確定通知書(様式第8号)により自治会等に通知するとともに、朝霞市防犯活動推進補助金実績報告書に記載された口座へ振込みにより交付

するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(書類の整備及び保管)

第12条 補助金の交付を受けた団体の代表者は、事業に係る収入支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月1日)

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日要綱第30号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱第54号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第5条関係）

交付対象事業種別	交付対象経費	交付対象外経費
(1) 防犯パトロールを目的とした資機材購入事業	防犯パトロールに必要な資機材の購入費用 (例) パトロール用ベスト、ジャンパー、帽子、誘導灯、拍子木、笛など	防犯パトロール員に係る飲食代、手当など
(2) 防犯に関する学習事業	防犯に関する講習会等の講師に係る費用、会場借上料、講演会実施に必要な消耗品など (例) 講師謝金、講師の交通費、マイクロフォン・アンプ等の借上料、演台の花など	講師への土産など
(3) 防犯に関する啓発事業	防犯啓発用のチラシの印刷製本費、街頭に設置する防犯に関する看板等の作成費用など (例) 防犯記事を掲載した自治会報などの印刷費用、痴漢に注意等の看板作成費用など	看板の取付けに係る費用など
(4) その他市長が対象として認めたもの		

様式第1号（第7条関係）
様式第1号（第7条関係）

朝霞市防犯活動推進補助金交付申請書

年 月 日

朝 霞 市 長 宛

申請者 住 所 朝霞市

団 体 名

代表者氏名 _____

朝霞市防犯活動推進補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業年度	年度
申請額	金 _____ 円（補助対象経費 _____ 円）
添付書類	1 実施計画書（様式第2号） 2 収支予算書（様式第3号） 3 規約又は会則の写し

実 施 計 画 書

項 目	内 容
交付対象 事業種別	<input type="checkbox"/> 防犯パトロールを目的とした資機材購入事業 <input type="checkbox"/> 防犯に関する学習事業 <input type="checkbox"/> 防犯に関する啓発事業 <input type="checkbox"/> その他市長が対象として認めたもの
事業目的	
事業内容	

※事業内容は詳細に記入してください。

収 支 予 算 書

1 収 入

単位：円

項 目	予 算 額	説 明
事 業 費		団体の負担額
補 助 金		市からの補助金
合 計		

2 支 出

単位：円

	項 目	予 算 額	内 訳
対 象 経 費			
	小 計		
対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

朝霞市防犯活動推進補助金交付決定通知書

朝危収第 号
年 月 日

様

朝霞市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

事業年度	年度
交付対象事業	
申請者	住所 朝霞市
	団体名
	代表者氏名
交付金額	
交付予定時期	実績報告書の提出を受けた日から1月以内
備考	1 この事業に係る予算を変更し、又は事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けてください。 2 この事業を中止し、又は廃止するときは、すみやかに市長に申し出てください。

朝霞市防犯活動推進補助金実績報告書

年 月 日

朝 霞 市 長 宛

被補助事業者 住 所 朝霞市

団 体 名

代表者氏名 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。なお、補助金の受取につきましては、次の口座名義人に委任します。

事業年度	年度
補助金交付決定額	金 _____円
対象事業費	金 _____円
添付書類	1 実施報告書（様式第6号） 2 収支決算書（様式第7号） 3 領収書の写し（提出時に領収書原本を持参してください。） 4 その他参考資料
振 込 先	1 金融機関名 _____銀行・信用金庫・農業協同組合 _____支店 2 口座番号 普通・当座 _____ 3 口座名義人(カタカナ) _____

実 施 報 告 書

項 目	内 容
交付対象 事業種別	<input type="checkbox"/> 防犯パトロールを目的とした資機材購入事業 <input type="checkbox"/> 防犯に関する学習事業 <input type="checkbox"/> 防犯に関する啓発事業 <input type="checkbox"/> その他市長が対象として認めたもの
事業目的	
事業内容	
事業成果	

収 支 決 算 書

1 収 入

単位：円

項 目	決 算 額	説 明
事 業 費		団体の負担額
補 助 金		市からの補助金
合 計		

2 支 出

単位：円

	項 目	決 算 額	内 訳
対 象 経 費			
	小 計		
対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

様式第8号（第10条関係）
様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



朝霞市防犯活動推進補助金交付確定通知書

年 月 日付報告の朝霞市防犯活動推進補助金について、下記のとおり補助金額が確定したので通知します。

記

交 付 確 定 額

円